

庁舎等開庁時間の見直しについて

1 概要

庁舎等の開庁時間については、令和6年9月27日開催の行政経営改革推進本部会議において、本市における窓口対応の状況や、デジタル化の推進、他自治体の動向等を踏まえ、審議いただいた結果、見直しを進めることとしたところである。

今回、議会への報告内容および見直しに係る調査において洗い出した課題への対応方法等について審議いただくもの。

2 議会への報告

議会への報告に当たっては、下記の段階を踏んで説明を行う。

- (1) 基本的な方向性の説明(令和6年10月下旬～11月上旬) 詳細は「資料2」のとおり

前回の行政経営改革推進本部会議での審議内容を基に、見直しに向けた基本的な方向性について説明を行う。

- (2) 見直し内容の説明(令和6年12月中旬～下旬) 別途協議(審議)

具体的な見直し内容(周知方法や、実施時期、想定される効果、上記(1)においていただいた課題への対応等)について説明を行う。

3 課題への対応

先の本部会議や見直しに係る調査等において洗い出した下記の主な課題について、対応方法を整理する。 詳細は「資料3」のとおり

- (1) 扉の開錠・施錠について
- (2) 電話対応について
- (3) 市民対応等について
- (4) 外部委託業務等について

今回の審議を経て、別途、「(仮称)草津市庁舎等開庁時間の見直しに関するガイドライン」を策定する。

4 スケジュール

令和7年6月からの開庁時間の変更に向け、取組を進める。 詳細は「資料3」のとおり